

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年8月6日(2020.8.6)

【公開番号】特開2020-96943(P2020-96943A)

【公開日】令和2年6月25日(2020.6.25)

【年通号数】公開・登録公報2020-025

【出願番号】特願2020-32023(P2020-32023)

【国際特許分類】

A 6 1 C 15/02 (2006.01)

【F I】

A 6 1 C 15/02 5 0 2

【手続補正書】

【提出日】令和2年6月3日(2020.6.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

把持部分およびクリーニング部分を備える歯間クリーナであって、前記歯間クリーナは、細長いボディによって形成され、前記細長いボディは第1の材料から作られ、前記クリーニング部分は、コーティングを形成し、かつ前記第1の材料よりも柔らかい第2の材料によって被覆され、前記コーティングは、前記被覆されたクリーニング部分から延びる可撓性ブラシフランジを形成し、前記細長いボディは、被覆されたときに前記クリーニング部分を形成するクリーニング部分ボディを備え、前記ブラシフランジは、前記細長いボディに沿って長手方向位置に配置された、長手方向に間隔を置かれたブラシフランジの複数のペアを含み、ブラシフランジの各ペアは、第1のブラシフランジと、前記第1のブラシフランジと長手方向に整列され、かつ前記第1のブラシフランジから前記細長いボディの反対側に配置される第2のブラシフランジとを含み、2つだけのブラシフランジが前記細長いボディに沿った1つ以上の長手方向位置に配置される、歯間クリーナ。

【請求項2】

前記第1の材料は、プラスチック材料である、請求項1に記載の歯間クリーナ。

【請求項3】

前記第1の材料は、熱可塑性プラスチック材料である、請求項1に記載の歯間クリーナ。

。

【請求項4】

前記第2の材料は、エラスチック／弾性材料である、請求項1に記載の歯間クリーナ。

【請求項5】

前記第2の材料は、ゴム材料である、請求項1に記載の歯間クリーナ。